

団体の代表者様

長野県産業労働部長

令和6年度卓越技能者知事表彰候補者の推薦について(依頼)

職業能力開発行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして本年も11月の人材開発促進月間中に、別添実施要領に基づき実施しますので、下記の点に御留意の上、表彰されるにふさわしいと認められる方を推薦していただくようお願いいたします。

なお、表彰を受賞される方につきましては、10月頃に被表彰者推薦団体の長あてに通知する予定です。

記

1 提出期限

令和6年7月31日(水)※当日消印有効

2 提出書類及び部数

別紙「提出書類一覧表」のとおりです。

3 推薦に係る留意事項

- (1) 技能の程度が卓越しており、当該技能において県内で第一人者と目されている方を積極的に推薦してください。
- (2) 本表彰制度は、現役の卓越した技能者を表彰するものであるため、過去において卓越した技能を有していたが、現在は経営管理者となっている方、団体役員等を兼ねている方等で現役性の薄い方については推薦しないでください。
- (3) 推薦後に候補者の現役性の変更(病気等)や身分上の変更(転職、住所変更等)など提出書類の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに連絡してください。
- (4) 提出書類に記載された個人情報、卓越技能者の審査及び表彰以外には使用しません。被表彰者については顕彰のため原則として氏名、年齢、職種、就業先、技能功績概要を公表し、県ホームページ等に掲載しますので推薦者はあらかじめ被推薦者に説明を行い、同意を得てください。

4 提出書類の記載に係る留意事項

必ず調書等記載要領に基づき、記入してください。特に、「調書2」の「2技能の概要」の記載について、候補者が具体的にどんな業務を行い、どれほど優れている技能を持っているか記載がなく、何の名工かわからないような調書が見受けられます。「2技能の概要」を読んだだけで、どんな技能を持っているか、どれほど優れているか、わかるような記載を心がけてください。

また、候補者の「技術」のみならず、特に「技能」の面に着目して記載するようにしてください。

## 5 書類の提出先及び問合せ先

〒380-8570

長野市南長野幅下 692-2

長野県 産業労働部 産業人材育成課 人材育成支援係

(担 当) 赤星

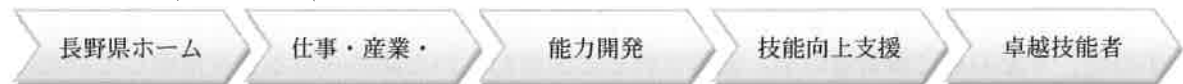
(電話直通) 026-235-7202

(ファックス) 026-235-7328

(E-mail) [jinzai2@pref.nagano.lg.jp](mailto:jinzai2@pref.nagano.lg.jp)

※ 調書等の様式は、県のホームページから電子データをダウンロードすることができます。

次の手順により閲覧してください。



(URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/sangyo/kaihatsu/shien/takuetsu.html>)

(問合せ先)

産業人材育成課人材育成支援係

担 当 瀧澤、赤星

住 所 〒380-8570 (住所記載不用)

長野市南長野幅下 692-2

電 話 026-235-7202 (直通)

電子メール [jinzai2@pref.nagano.lg.jp](mailto:jinzai2@pref.nagano.lg.jp)

# 令和6年度卓越技能者知事表彰実施要領

## 第1 趣旨

この要領は、表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第3条第1項の規定により、卓越した技能者を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 被表彰者の基準

被表彰者は、次の各項に掲げるすべての要件を充たすものとする。

### 1 極めて優れた技能を有する者

その者の有する技能の程度が卓越しており、県内を通じて当該技能において第一人者と目されていること。

### 2 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者

その者の有する卓越した技能を要する職業に関して、就業上の地位にかかわらず、業務に従事している者であること。

### 3 産業の発展及び労働者の福祉の増進に寄与した者

就業を通じて後進技能者の指導を行い、あるいは技能者の教育、訓練に携わり、技能者の育成に寄与したこと、又は技能に関する工夫、改善等によって、産業の発展及び労働者の福祉の増進に寄与した者であること。

### 4 県内に居住、就業する者

県内に住所を有し、かつ、就業している者であること。

### 5 模範的技能者

勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であって、過去において禁錮以上の刑に処せられたことがない者であること。

## 第3 推薦手続き

### 1 被表彰候補者の推薦について

推薦を行うことができる者は以下のいずれかとする。

(1) (一社)長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、(一社)長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、県的職種別団体 等

(2) 満年齢20歳以上の者で、被推薦者と二親等以内の親族関係にない者

### 2 被推薦者について

被推薦者は、別表の表中「職種(2)」欄に掲げる職種のうち、1つの職種にのみ推薦できる。

### 3 提出書類

推薦者が被表彰候補者を知事に推薦する場合は、紙面及び電子データで次の書類を提出するものとする。

- (1) 推薦書（任意様式）
- (2) 調書1（様式第1号）
- (3) 調書2（様式第2号）
- (4) 調書に記載された事項に関する語句説明（別紙）
- (5) 履歴書（様式第4号）
- (6) 住民票（写しでも可）
- (7) その他の資料（すべてA4版に統一）

被表彰候補者の最も高く評価されている技能の程度及び功績を立証又は説明することのできる資料等を必要最小限提出すること。なお、資料については、カラーコピーを用いるなどして、原則として返還を要しないものを提出すること。ただし、返還を要する場合は、資料の表紙等へ「要返還」と朱書きすること。

（資料例）

ア 新聞記事等

本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙（誌）の記事等

イ 説明書、図面、写真等

本人の製作物、発明、考案、又は改善等に関する説明書、図面、写真等（製作物の現物は添付しないこと。）

改良前と改良後の比較は、なるべく数量的に行い、専門的・技術的分野に関するものについては、平易な解説及びふりがなを付す等の配慮をすること。

ウ 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者（共同の場合は、担当分野を明らかにすること。）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写しを添付すること。

エ 職業能力検定・職業訓練指導員等に係る資料

- ・技能検定、厚生労働大臣が認定する技能審査、社内検定の合格証書、その他資格試験に合格したことを明らかにする書類の写し
- ・技能検定委員の委嘱状の写し
- ・職業訓練指導員免許証の写し

オ 本人の業績に関する表彰状、賞状、感謝状等

公的機関及び業界団体等からの本人の業績に関する表彰状等の写し

#### 第4 被表彰者の決定

被表彰者は、推薦者が推薦した者の内から、知事が決定するものとする。

#### 第5 表彰期日・方法等

- 1 表彰は、11月の人材開発促進月間中に行う。
- 2 被表彰者には、賞状を授与するものとする。

2 食品原料製造の職業	(1) 精穀工	①精穀工
	(2) 製粉工	①製粉工
	(3) 味そ・しょう油製造工	①味そ製造工、②しょう油製造工
	(4) 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工	①イースト製造工、②うま味調味料製造工、③乾燥スープ製造工、④酵母・こうじ製造工、⑤香辛料製造工、⑥ジャム製造工、⑦食用油脂製品製造工、⑧酢製造工、⑨製糖工、⑩ソース製造工、⑪動植物油脂製造工、⑫トマトケチャップ製造工、⑬ピーナッツバター製造工、⑭マーガリン製造工、⑮マヨネーズ製造工、⑯水飴製造工、⑰配合飼料製造工、⑱食料品検査工等
3 飲料・たばこ製造の職業	(1) 飲料・たばこ製造工	①製茶工、②清酒製造工、③酒類製造工（清酒を除く）、④清涼飲料製造工、⑤たばこ製造工 等
	(2) その他の飲料・たばこ製造の職業	①インスタントコーヒー製造工、②コーヒー豆焙煎工、③粉末飲料製造工④飲料・たばこ検査工 等
15 1 生活衛生のサービス	(1) 理容師	①理容師
	(2) 美容師	①美容師
	(3) 美容サービス職	①着付師、②エステティシャン、③ネイリスト 等
16 1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理人、④中華料理調理人、⑤給食調理人 等
	(2) バーター	①バーター
	(3) 飲食物給仕係	①配ぜん人、②ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、③ソムリエ 等
17 1 その他の技能工、生産工程の職業(1)	(1) 内張工	①内張工、②表具師
	(2) 塗装工	①木工塗装工、②金属塗装工 等
	(3) 畳工	①畳工 等
	(4) 内装工	①金属建具取付工、②建具ガラス取付工、③内装仕上工
	(5) 他に分類されない技能工、生産工程の職業	①写真工 等
18 1 その他の技能工、生産工程の職業(2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②看板制作工 等
	(2) 映写技士	①映写技士
	(3) 製図工、写図工	①写図工、②現図工
	(4) 製品包装作業員	①製品包装作業員、②ラベル・シール貼付作業員 等
	(5) その他の生産関連・生産類似の職業	①写図工、②現図工
19 1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	①かばん・袋物製造工、②がん具製造工、③楽器製造工、④模型・模造品製作工、⑤ほうき、ブラシ製造工、⑥漆器工、⑦貴金属・宝石・甲・角細工工、⑧運動具製造工、⑨筆記用具製造工 等
	(2) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①げた製造工、②木製運動用品製造工、③印判師、④うちわ製造工、⑤喫煙具製造工、⑥獣皮剥工、⑦製氷工、⑧ちょうちん製造工、⑨と畜作業員、⑩ファスナー製造工、⑪マッチ製造工、⑫有機肥料製造工（鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど）、⑬洋がさ製造工、⑭彫金工（工芸的なもの）、⑮装てい師、フラワーデザイナー、⑯装身具等身の回り品検査工 等
20 1 情報処理技術・通信技術の職業	(1) システム設計技術者	①システム設計技術者
	(2) ソフトウェア開発技術者	①ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）、②ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）、③ソフトウェア開発技術者（汎用機系）、④プログラマー 等
	(3) システム運用管理者	①サーバ管理者、②システム管理者、③セキュリティエンジニア 等
	(4) 通信ネットワーク技術者	①通信ネットワーク技術者 等
	(5) その他の情報処理技術・通信技術の職業	①ソフトウェアテスト技術者 ②システムアナリスト、③ウェブデザイナー、④グラフィックデザイナー 等

21	1 定置機 関・機械運 転の職業	(1) ボイラーオペ レーター	①ボイラーオペレーター
		(2) クレーン・巻上機 運転工	①クレーン運転工、②巻上機・コンベア運転工
		(3) ポンプ・送風機。 圧縮機運転工	①ポンプ・送風機・圧縮機運転工
		(4) その他の定置機 関・機械運転の職業	①冷凍機運転工、②ケーブル機関運転工、③玉掛工、④下水処 理施設設備操作員、⑤ごみ焼却設備操作員、⑥し尿処理設備操 作員、⑦浄水場設備操作員 等
3	その他の 生活、衛生 サービスの職 業	(1) クリーニング工	①クリーニング工、②クリーニング仕上工
		(2) 洗張職	①洗張職
4	その他	(3) その他の清掃の職 業	①ビル・建物清掃員、②ハウスクリーニング作業員、③道路清 掃員、④公園清掃員、⑤ごみ収集作業員、⑥し尿汲取作業員、 ⑦産業廃棄物収集作業員、⑧産業洗浄員、⑨消毒・害虫防除作 業員、⑩乗物内清掃員、⑪浄化槽清掃員 等
		(1) 1～20部門及び21部 門の1～3に属さない技 能的職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイ ナー、④工業デザイナー 等

# 提出書類一覧表

すべての書類を紙面及び電子データで提出してください。

電子データは、CD等の媒体か、メール(jinzai2@pref.nagano.lg.jp)で提出してください。

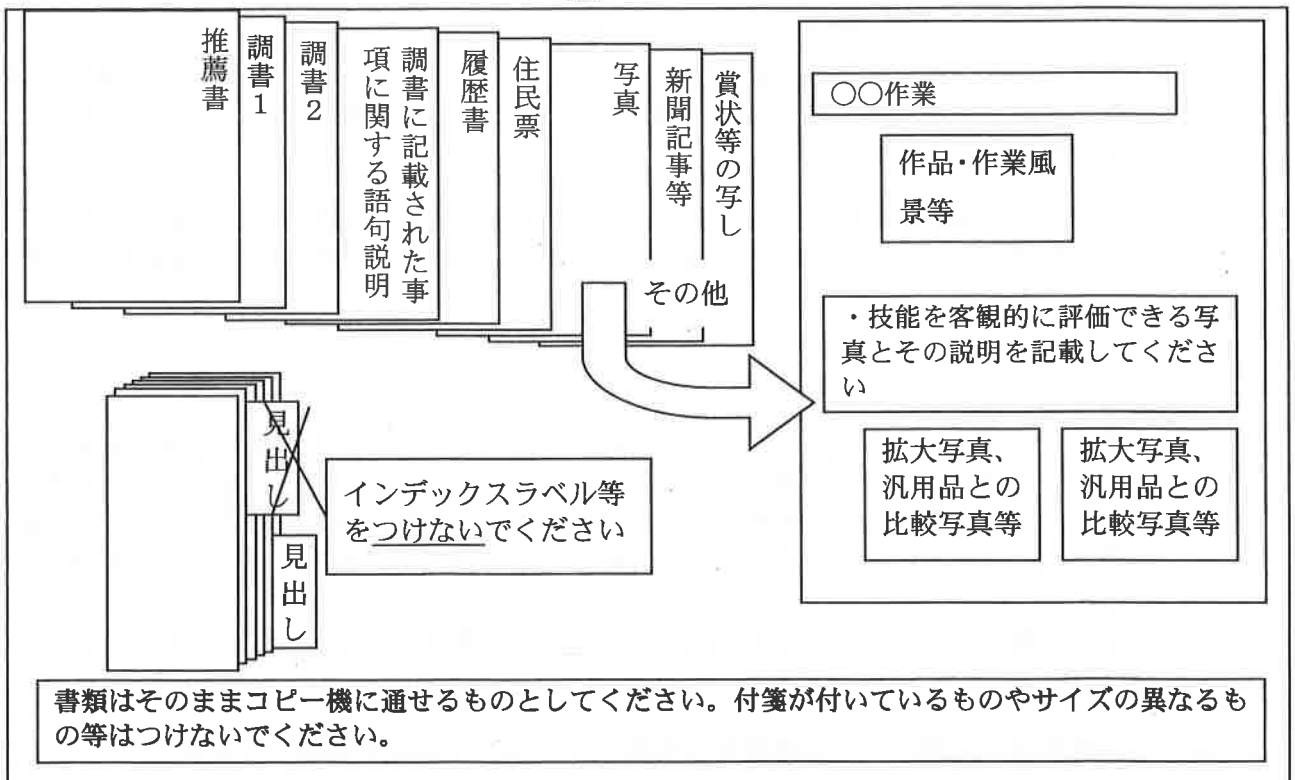
提出された書類は一切返却されませんので、返還を要する資料は提出しないでください。

ホチキス止めはしないでください。

すべての資料は、A4版とし必要最小限の分量としてください。

1. 推薦書（参考様式）
  - ・ 様式は任意ですが、推薦者名および事務担当者を記載してください。
2. 調書1（様式第1号）、調書2（様式第2号）
3. 調書に記載された事項に関する語句説明
  - ・ 調書に記載した専門的・技術的分野に関する用語については、全てふりがな及び簡単にわかる説明を付してください。
  - ・ 受賞歴に、コンクール・美術展等の受賞歴を記入する場合は、その概要を記入してください。
4. 履歴書（様式4号）
5. 住民票
  - ・ 被推薦者のもの（写し）
  - ・ 最近（概ね3か月以内）のもの
6. その他の資料
  - ・ 調書（様式第1号）の表彰及び免許・資格等に記載したものについては、賞状、免許状等の写し
  - ・ その他、調書における説明の裏付けとなるもので、新聞・雑誌等の記事、説明書・図面、作業風景や作品等の写真等、本人の技能功績が端的に、できる限りわかりやすい内容のものを厳選して提出してください。

## 推薦書類一式



## 調書等記載要領

### (様式第1号) 調書1

- ① 「職種」欄には、その者の有する技能に係る職種名を、別表職業分類及び職種(例示)を元に記入すること。
- ② 「氏名」欄には、パソコン等で表示できる字体で氏名を記入し、ふりがなを付すこと。(公表の際には常用漢字等での表記となる。)
- ③ 「現住所」及び就業地の「所在地」欄には、番地まで略さず記入すること。  
※ 必ず住民票等で確認し、誤りのないよう特に注意すること。
- ④ 「職歴」欄には、表彰に係る技能職種に関する職歴についてのみ、就業先事業所の名称、職場における職務内容、地位、役職等をそれぞれ異なるごとに記入すること。
- ⑤ 「在職期間」欄には、その職の始期と終期を記入すること。また、現職については11月1日をもって終期とすること。
- ⑥ 「在職年月数」欄には、月単位で計算した在職年月数を記入すること。ただし、月の途中で就職した場合の計算は、月の15日以前であるときは1日に、16日以降であるときは翌月1日に就職したものと計算する。  
また、月の途中で離職した場合の計算は、月の15日以前である場合には前月末に、16日以降であるときは、月末に離職したものと計算する。
- ⑦ 「重複を除く年月数」欄には、表彰に係る技能職種に従事していた期間の合計を記入すること。ただし、同一の時期に2以上の職にあった期間を一方の職から除外すること(重複がないよう注意)。
- ⑧ 「表彰」欄には、表彰、感謝状、全技連マイスター、ものづくりマイスター等の受賞・認定年月及び職種を記入すること。(技能に関連して受けたもののみ記入すること。)  
コンクール、美術展等の受賞歴を記入する場合は、コンクール、展示会等の概要(内容、規模、主催(共催)団体等)、賞の内訳(順位等)、を別紙「調書に記載された事項に関する語句説明」に記入すること。
- ⑨ 「免許、資格等名」欄には、その者の有する免許、資格、特許、実用新案等の種類と取得年月日を記入すること。(本表彰と直接関連がない、例えば「普通自動車運転免許」等は記入しないこと。)

### (様式第2号) 調書2

- ① 調書2には、その者の有する技能の概要、功績・貢献の概要及び後進指導育成等を、的確に把握し評価できるよう無意味な修飾語を用いることなく、それぞれ具体的に記入すること。  
また、記載事項のうち、専門用語等の一般的でない用語、難しい用語については、別紙の「調書に記載された事項に関する語句説明」により読み方、意味内容について整理し、提出すること。  
なお、調書2について、一葉で記入することが困難な場合には、二葉以上になっても構わない。
- ② 「推薦理由」欄には、被推薦者を推薦するに値する理由を記載すること。
- ③ 「技能の概要」欄には、被表彰者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴あるいは他の



技能者との比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。

被推薦者が何の技能者であるか、記載のないものが見受けられる。記述にあたっては、被推薦者がどのような業務を行っているか、それがどのような技能であり、どれだけ優れているか、**客観性**（単に「非常に優れている」ではなく、どのように優れているのか数値で表す等）、**明確性**（改善実績における本人の技能の関わりの明示等）をこころがけること。

技能のわかる作業風景を添付すること。

- ④ 「技能の概要の要約」欄には、「技能の概要」で記載した内容を200字から230字程度で要約したものを記載すること。
- ⑤ 「功績・貢献の概要（社会貢献）」欄には、技能をもって製作又は建造等をしたもので、当該被推薦者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界、社会全体に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な事績について具体的に記入すること。  
記述にあたっては、客観性（単に「会長として団体に貢献した」ではなく、どのような貢献をしたのか）をこころがけること。  
【記載例】
  - ・企業に対する貢献：コストダウンによる収益への貢献、会社全体の技術レベル・会社の評価の向上 等
  - ・産業界への貢献：産業改善他の技術レベルの向上、開発した技術・技能の一般化、団体等への貢献 等
  - ・社会貢献：地球環境への貢献、ものづくり教室での指導 等
- ⑥ 「後進指導育成の概要」欄には、被推薦者が後進の指導・育成にあたった方法、対象、範囲及び育成した者の成績等について具体的に記入すること。複数人が後進育成にかかわっている場合は、どの程度関与したか記入すること。  
【記載例】
  - ・被推薦者が指導した、技能検定、技能五輪、技能グランプリ等における合格・入賞状況
  - ・技能検定の検定委員、職業訓練校での講師等の実績
  - ・後継者が不足している産業での技能継承
  - ・業界等での実技指導 等
- ⑦ 「独自の考案・工夫改善点」欄には、被推薦者が、独自に考案した、技術、技能、工夫改善点、取得した特許等を具体的に記入すること。これによる、企業、産業界、社会へ貢献した事例については「功績・貢献の概要（社会貢献）」に記入すること。
- ⑧ 「現役性」欄には、被推薦者が現役の技能労働者であるかを確認するため、その者の有する技能に関連した職種に係る1日平均の就業時間等を記入すること。
- ⑨ 「過去の推薦回数」欄には、被推薦者を過去において卓越技能者知事表彰候補者として推薦したことのある年度及び合計回数を記入すること。

#### 共通の留意事項

- ① 卓越技能者知事表彰（信州の名工）の推薦であることに留意し、被推薦者のもつ技能が評価できるよう心掛けて記載すること。
- ② 本調書は、被表彰者の選考のための基本票となるので、できるだけ詳細かつ簡潔に記入するように努め、「別添」「資料参照」といった形式は避け、できるだけこの中で説明すること。また、各項目につき、誤記、記載漏れ等がないよう十分精査すること。

- ③ 記載内容の表現に客観性が欠いているもの、本人の技能関与が不明確なものが見受けられるので、書面審査の性質上、調書の記述について、内容の的確性や分かりやすさに留意の上記入すること。
- ア 表現が客観性に欠ける
- ・非常に優れている  
→他と比較してどう優れているのか数値等で表現
  - ・精度が向上した  
→標準公差 $\pm 0\mu\text{m}$ が $\pm\Delta\mu\text{m}$ に向上した等
- イ 共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確
- 被推薦者個人に表彰する制度であるため、グループ作業、大型製品、教育指導等の場合、本人がどの部分に、どの程度関わったか具体的に記載する。
- ウ 製品の紹介のみで技能の関与が不明確
- その製品の製作過程にどこで本人の技能が活かされたのか明確にする。
- エ 地場産業における活躍に限定され、技能の相対的レベルが掴みにくい
- 県内ないし全国レベルでみた場合にどの程度すぐれているか記載する。

#### 添付資料

- ① 資料は、調書における説明の裏付けとなるものであるため、新聞・雑誌の記事、説明書、図面等、被推薦者の技能功績の概要が端的に分かるものを必要に応じ最小限提出すること。資料には出典を明示すること。
- ② 技能の概要がわかるよう、作業風景（カメラ目線でないもの）、作品、技能を比較したもの等の写真を添付すること。解説等を付け、どのような写真であるか、わかるようにすること。写真は10ページ以下とすること（用紙1枚当たりの写真数は問わない）。講習会の風景等、技能とは無関係なものは添付しないこと。
- ③ 調書1（様式第1号）の表彰及び免許・資格等に記載したものについて、賞状、免許状等の写しを提出すること。賞状、免許状等がないものについては、調書1へ記入しないこと。
- ④ 賞状は被推薦者あてのものとし、会社あての賞状は添付しないこと。添付する場合は、被推薦者の貢献を、社会貢献等に記入すること。

なお、提出書類に不備、不明な点がある場合には補正を求める場合があります。

## 職業部門、職業分類及び職種(例示)

- 1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類による職種に準じた例示である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。
- 3 被推薦者の有する技能が2職種以上に該当しているような場合は、主としてどの職種に従事しているかで判断すること。

部門	職業分類	職種(1)	職種(2)
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製鉄工、製鋼工	①製鉄工、②製鋼工、③鋳物用鉄溶解工 等
		(2) 非鉄金属製錬工	①非鉄金属溶融炉工、②非鉄金属電解工、③半導体材料精錬工(多結晶シリコンなど) 等
		(3) 鋳物製造工	①鋳物工、②鋳物仕上工 等
		(4) 鍛造工	①鍛造加熱炉工、②自由鍛造工、③型鍛造工、④手かじ工 等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延工
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料検査工	①金属材料検査工、②非破壊検査工(金属) 等
		(9) その他の金属材料製造の職業	①打貫工、②金属材料原料工、③金属焙焼工、④鉱石焼結工、⑤粉末冶金成形工、⑥粉末冶金製品製造工 等
2	1 金属加工の職業	(1) 汎用金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③フライス盤工、④研削盤工、仕上機械工、⑤NC旋盤工、⑥NCフライス盤工、⑦マシニングセンタオペレーター、⑧NC金属特殊加工機工 等
		(2) 板金工	①工場板金工 等
		(3) 金属研磨工	①金属手仕上工
3	1 その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①プレス成形工(打抜プレス、曲プレスを除く)、②打抜プレス工、③曲プレス刻印工、④数値制御プレス工 等
		(2) 鉄工、製缶工	①建築鉄工、②造船鉄工、③製缶工 等
		(3) くぎ・ばね・金属線製造工	①くぎ・ばね・金属線製品製造工
		(4) 金属研磨工	①金属材料・製品研磨工
		(5) 金属彫刻工	①彫金工(工芸的なものを除く)、②機械彫刻工、③腐食彫刻工、④かざり職、⑤けがき工 等
		(6) 金属製品製造工	①金属製家具・建具製造工、②治工具製造工、③金具製造工、④金型製造工、⑤刃物製造工 等
		(7) 金属加工・溶接検査工	①金属加工検査工 等
		(8) その他の金属加工の職業	①ろう付工、はんだ付工、②金型取付工、③金属切断工(刃物によるもの)、④ダイカスト工、⑤機械解体処理工 等
	2 金属溶接・溶断・めっきの職業	(1) 金属溶接・溶断工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動溶接・溶断機運転工、④ガス溶接工、⑤ガス切断工 等
(2) めっき工		①電気めっき工、②めっき工(電気めっきを除く)	
4	1 一般機械器具組立・修理の職業	(1) 一般機械器具組立工	①原動機組立工②金属加工機械組立工、③農業用機械組立工、④建設機械組立工、⑤印刷・製本機械組立工、⑥半導体液晶パネル製造装置組立工、⑦業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工、⑧サービス用・娯楽用機械組立工、⑨機械部品組立工 等
		(2) 一般機械器具修理・検査工	①原動機修理工、②金属加工機械修理工、③産業用機械修理工、④生産設備保全工、⑤一般機械器具検査工 等

2	計器・光学機械器具組立・修理の職業	(1) 時計組立工・修理工	①時計組立工、②時計修理工
		(2) 計量計測機器組立工・修理工	①電気計器組立工、②計量器・測定器組立工、③計量計測機器修理工
		(3) 光学機械器具組立工・修理工	①カメラ組立工、②光学機械器具修理工
		(4) レンズ研磨工・加工工	①レンズ研磨工・加工工
		(5) 他に分類されない光学機械器具組立工	①眼鏡(がんきょう)組立工、②顕微鏡組立工、③双眼鏡組立工、④測距機組立工、⑤望遠鏡組立工 等
5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 電気機械組立工	①発電機・電動機組立工、②配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工、③電気機械部品組立工 等
		(2) 民生用電子・電気機械器具組立工	①民生用電子・電気機械器具組立工 等
		(3) 電気通信機械器具組立工	①無線・有線通信機器組立工、②テレビ・ラジオ組立工 等
		(4) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立工、②電子複写機組立工 等
		(5) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体組立工 等
		(6) 電球・電子管組立工	①電球・電子管組立工
		(7) 電子機器部品組立工	①電子機器用コンデンサ組立工、②プリント基盤組立工、③液晶表示部品組立工 等
		(8) 束線工	①束線工
		(9) 被覆電線製造工	①被覆電線製造工
		(10) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池・蓄電池製造工
		(11) 電気機械器具検査工	①電気機械器具検査工
		(12) 電気機械器具修理工	①電気機械修理工、②電気通信機械器具修理工、③電子応用機械器具修理工、④民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(13) その他の機械組立の職業	①ICカード製造工、②記録媒体製造工、③磁気ディスク製造工、④太陽電池製造工、⑤点火プラグ製造工、⑥内燃機関電装品組立工、⑦燃料電池製造工、⑧光ディスク製造工 等
2	電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電・送電員、②変電・配電員、③自家用電気係員
		(2) 送電線架線・敷設作業員	①送電線架線・敷設作業員
		(3) 配電線架線・敷設作業員	①配電線架線・敷設作業員
		(4) 通信線架線・敷設作業員	①通信線架線・敷設作業員
		(5) 電気通信設備作業員	①放送装置据付・保守作業員、②通信装置据付・保守作業員、③電話装置据付・保守作業員
		(6) 電気工事作業員	①電気配線工事作業員、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付作業員 等
6	1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車組立・ぎ装工、②自動車部品組立工
		(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工
		(3) 輸送用機械器具組立工(自動車を除く)	①航空機組立工、②鉄道車両組立工、③自転車組立工、④船舶ぎ装工 等
		(4) 輸送用機械器具検査工(自動車を除く)	①航空機検査工、②鉄道車両検査工、③自転車検査工、④船舶検査工
		(5) 輸送用機械器具修理工(自動車を除く)	①航空機修理工、②鉄道車両修理工、③自転車修理工、④船舶修理工
		(6) その他の輸送用機械器具組立・検査・修理の職業	①他に分類されない輸送用機械器具組立工(自動車を除く)、②他に分類されない輸送用機械器具検査工(自動車を除く)、③他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工(自動車を除く) 等

7	1 染色・紡糸等繊維製造の職業	(1) 紡織工	①染物・仕上工、②粗紡工、精紡工、③ねん糸工、加工糸工、④織布準備工、⑤織布工、⑥精練・漂白工、⑦編物工、編立工、⑧フェルト・不織布製造工、⑨つな・あみ製造工 等
		(2) 繊維製品製造工	①布裁断工、②パタンナー、③ミシン縫製工(衣服以外)、④特殊ミシン縫製工(衣服以外)、⑤刺しゅう工 等
		(3) その他の繊維製品製造・検査の職業	①紡織製品検査工、②繊維製品検査工、③カンバス製品製造工、④毛皮裁断工、⑤寝具仕立工、⑥帆布製品製造工、⑦帽子製造工(布製)、⑧布団綿入工 等
8	1 衣服の職業	(1) 衣服製造工	①婦人・子供服仕立職、②紳士服仕立職、③和服仕立職、④衣服修理工、⑤ミシン縫製工(衣服)、⑥特殊ミシン縫製工(衣服) 等
9	1 建設の職業	(1) 大工	①建築大工 等
		(2) 型枠大工	①型枠大工 等
		(3) 鉄筋工	①土木鉄筋工、②建築鉄筋工
		(4) とび工	①建築とび工、②取りこわし作業員 等
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木作業員	①建設・土木作業員、②舗装作業員
		(2) 鉄道線路工事作業員	①鉄道線路工事作業員
	3 採鉱・碎石及びその他の採掘の職業	(1) 採鉱員	①採鉱員
(2) 石切出作業員		①石切出作業員	
(3) じゃり・砂・粘土採取作業員		①じゃり・砂・粘土採取作業員	
(4) ダム・トンネル掘削作業員		①ダム・トンネル掘削作業員	
(5) さく井・ボーリング機械運転工		①さく井・ボーリング機械運転工	
(6) その他の採掘の職業		①支柱員、②抗内運搬員、③選鉱員、④発破員、⑤石油採取機械運転工、⑥天然ガス採取機械運転工 等	
10	1 その他の建設の職業	(1) ブロック積工、タイル張工	①ブロック積工、②れんが積工、③タイル張工、④石張工
		(2) 屋根ふき工	①かわらふき工 等
		(3) 左官	①左官
		(4) 配管工	①配管工
		(5) 防水工	①防水工
		(6) 建築塗装工	①建築塗装工
		(7) 建築板金工	①建築板金工
		(8) その他の建設の職業	①熱絶縁工、②潜水作業員、③測量作業員、④水道工事検査員、⑤住宅水回り設備取付工 等
	2 建設機械運転の職業	(1) 建設機械運転工	①建設用機械車両運転工、②舗装機械運転工 等
11	1 農業の職業	(1) 植木職、造園師	①植木職、②造園師 等
12	1 窯業製品製造の職業	(1) 窯業製品製造工	①ガラス製品製造工、②れんが・かわら類製造工、③陶磁器製造工、④ファインセラミックス製品製造工、⑤セメント製造工、⑥コンクリート製品製造工(生コンクリートを除く)、⑦生コンクリート製造工、⑧研磨用材製造工、⑨土石製品製造工 等
		(2) 窯業製品検査工	①ガラス製品検査工 等
		(3) その他の窯業・土石製品製造の職業	①七宝工、②石灰製造工、③石こう製品製造工、④施ゆう工、⑤ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、⑦窯業原料工、⑧るつぼ製造工 等
2 化学製品製造の職業	(1) 化学製品製造工	①化学繊維工、②石けん・洗剤・油脂製品製造工、③医薬品製造工、④化粧品製造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵具・インク製造工 等	
	(2) 化学製品検査工	①化学製品検査工 等	
	(3) その他の化学製品製造の職業	①化学製品原料粉碎工、②顔料製造工、③香料製造工、④殺虫剤製造工、⑤製塩工、⑥線香製造工、⑦農薬製造工、⑧花火師 等	

3	ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム製品製造工	①原料ゴム加工工、②ゴム製品成形工（たいや成形を除く）③タイヤ成形工 等
		(2) 他に分類されないゴム製品製造工	①ゴム接合工、②ゴムはり工、③ゴム焼付工、④再生ゴム製造工
		(3) プラスチック製品製造工	①プラスチック成形工、②プラスチック切削・研磨工、③プラスチック接合・裁断工、④プラスチック塗布工、⑤原料プラスチック処理工 等
		(4) 他に分類されないプラスチック製品製造工	①プラスチック彫刻工
		(5) ゴム・プラスチック製品検査工	①ゴム・プラスチック製品検査工
4	土石製品製造の職業	(1) 土石製品製造工	①土石製品製造工 等
13	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	(1) 木製製品製造工	①製材工、チップ製造工、②合板工、③木工、木彫工、④木製家具・建具製造工、⑤指物職 等
		(2) 木・竹・草・つる製品検査工	①木材検査工、②合板検査工 等
		(3) その他の木・竹・草・つる製品製造の職種	①い草製品製造工、②縮わら製品製造工、③き柳製品製造工、④げた製造工、⑤竹細工工、⑥とう製品製造工、⑦船大工、⑧表わら製品製造工、⑨木製運動用品製造工、⑩木製おけ製造工、⑪木製たる製造工、⑫木製曲物製造工 等
	2 パルプ・紙・紙製品製造の職業	(1) パルプ・紙・紙製品製造工	①パルプ工、紙料工、②紙すき工、③段ボール製造工、④加工紙製造工（段ボールを除く）、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦紙裁断工 等
	(2) パルプ・紙・紙製品検査工	①パルプ・紙・紙製品検査工	
	(3) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	①紙加工工、②紙仕上工、③紙製品仕上工、④紙巻取工 等	
3	印刷・製本の職業	(1) 印刷・製本作業員	①DTPオペレーター、②写真植字機オペレーター、③製版作業員、④とっ（凸）版印刷作業員、⑤オフセット印刷作業員、⑥グラビア印刷作業員、⑦スクリーン印刷作業員、⑧シール印刷作業員、⑨印刷物光沢加工作業員、⑩製本作業員 等
		(2) その他の印刷・製本の職業	①活字製造作業員、②校正作業員、③はく（箔）押し作業員、④印刷・製本検査作業員 等
4	革・革製品製造の職業	(1) 革・革製品製造工	①革・革製品製造工
		(2) その他の革・革製品製造の職業	①革打抜き工、②革具加工工、③革靴修理工、④革靴製造工、⑤革裁断工、⑥革サンダル製造工、⑦革スリッパ製造工、⑧革縫製工、⑨製革工、⑩製革仕上工、⑪製革準備工、⑫なめし工 等
14	1 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工 等
		(2) パン・菓子製造工	①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工 等
		(3) 豆腐・こんにやく・ふ製造工	①豆腐・油揚げ等製造工、②こんにやく製造工、③ふ製造工
		(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰食品製造工、②びん詰食品製造工、③レトルト食品製造工
		(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②乳酸発酵製品製造工、③アイスクリーム製造工 等
		(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介干物製造工、③水産ねり物製造工 等
		(7) 食肉加工品製造工	①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工 等
		(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工
		(9) 保存食品・冷凍加工食品製造工	①保存食品製造工、②冷凍加工食品製造工
		(10) 弁当・惣菜類製造工	①弁当・惣菜類製造工

(推薦書：参考様式)

令和6年 月 日

長野県知事 様

推薦者  
職・氏名

令和6年度卓越技能者知事表彰に係る推薦について

標記について、下記の者について、「卓越した技能者」としてふさわしい技能者であると認められますので、関係書類を添えて推薦いたします。

記

1 被推薦者 氏名

2 事務担当者

所 属

職 氏 名

郵便番号 (〒 - )

住 所

電話番号

F A X

Eメール





調 書 1

職種(1) (細分類)		※職業分類及び職種参照。		職 歴	在 職 期 間	在職年月数	重複を除く 年月数
職種(2) (該当例)		※職業分類及び職種参照。					
ふりがな					年 月 日	年 月	年 月
氏 名							
生年月日		大正 昭和 年 月 日 男・女 平成					
現住所		〒 ※住民票に記載の住所。 TEL					
就 業 地	事業所名		事業所全体の 従業員数 人				
	所在地	〒 TEL					
現職については令和6年11月1日をもって終期とすること。							
表 彰	表彰名		表彰年月	免許・資格等	免許・資格等名		取得年月日
	※技能に関するもののみ記載。				※技能に関するもののみ記載。		
表 彰				技能検定	技能士の名称		取得年月日



<b>1 推薦理由</b>
<b>2 技能の概要</b>
※どのような技能を有し、他の技能者と比較してどのように優れているのかを記載。
<b>2-2 技能の概要の要約（「2 技能の概要」を200～230字程度で要約）</b>
例：〇〇に関する優れた技能を有している。〇〇（技能の説明）により高い評価を得ている。〇〇（人材育成等）に尽力している。
<b>3 功績・貢献の概要（社会貢献）</b>
<b>4 後進指導育成の概要</b>
<b>5 独自の考案・工夫改善点</b>
<b>6 現役性</b>
<b>7 過去の推薦回数</b> 、     、     、     年度     計     回



(別紙)

調書に記載された事項に関する語句説明

用語	読み	意味・内容



履 歴 書

本籍 (都道府県及び市町村名)

現住所

氏名

生年月日

学 歴

1 年 月 日 ○○○○学校卒業

職 歴

1 自 年 月 日  
至 年 月 日

公 職 歴

1 自 年 月 日  
至 年 月 日

団 体 歴

1 自 年 月 日  
至 年 月 日

賞 罰

年 月 日

(履歴書記載要領)

- 1 学歴は、最終学歴について記載すること。
- 2 職歴、公職歴及び団体歴については、経歴の古いものから順にすべて記載するものとし、それぞれの始期と終期を明確にすること。
- 3 賞罰欄は、特に表彰歴について、表彰名及び表彰理由を具体的に記載すること。
- 4 用紙はA4版を縦長に使用すること。

